

# 子どもの権利に関する条約・条例の概要と条例に関する動向

## 1 子どもの権利に関する条約について

### (1) 子どもの権利条約とは

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

また、条約への内容追加・補強のため3つの選択議定書(「子どもの売買、買春及び児童ポルノに関する選択議定書」、「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」、「通報手続きに関する選択議定書」)が作られています。

条約は、1989年の第44回国連総会にて採択され、日本国は1994年に批准しました。(2021年11月現在、締約国は196か国)

### (2) 「子どもの権利条約」の4つの原則と条約で定める権利

条約には、次の4つの原則があります。また、条約で定める権利を大きく分けると、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つに大別されます。

#### 【「子どもの権利条約」の4つの原則】

<p><b>生命、生存及び発達に対する権利</b> (命を守られ成長できること)</p>	<p><b>子どもの最善の利益</b> (子どもにとって最もよいこと)</p>
<p><b>子どもの意見の尊重</b> (意見を表明し参加できること)</p>	<p><b>差別の禁止</b> (差別のないこと)</p>

#### 【子どもの権利(4つの権利)】

<p><b>生きる権利</b> 住む場所や食べ物があり、 医療を受けられるなど、命が守られること</p>	<p><b>育つ権利</b> 勉強したり遊んだりして、もって生まれた 能力を十分に伸ばしながら成長できること</p>
<p><b>守られる権利</b> 紛争に巻きこまれず、難民になったら 保護され、暴力や搾取、有害な労働など から守られること</p>	<p><b>参加する権利</b> 自由に意見を表したり、団体を作ったり できること</p>

(出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ)

## 2 子どもの権利に関する条例について

### (1) 子どもに関する条例について

各自治体において制定されている子どもに関する条例については、以下のような例があります。

条例の種類	概要
青少年の健全育成に関する条例	青少年の健全育成を目的として、環境整備や有害行為等について包括的・総合的に規定する条例。主として都道府県が制定しており、一部の市町村では独自に理念や規制の条例を制定している。
子ども・子育て支援に関する条例	子ども、子育てに関する施策等についての基本理念、自治体の責務・役割、施策の方向性等を定める条例。子どもの権利を含む子ども・子育て支援に関して総合的に規定するもの、理念的な規定が中心のもの、子育て支援が中心のもの等、自治体によって様々である。
子どもの権利に関する条例	各自治体において、子どもの権利条約を踏まえて、子どもの権利を保障し、それに関する施策推進することを目的とした条例。子どもの権利救済の仕組みについて別途条例を定めている自治体もある。
子どもに関する個別の条例	上記の他に、児童虐待やいじめの防止、家庭教育支援、食育、読書振興・スポーツ等の条例を個別に定めている自治体もある。

(出典：一般財団法人 地方自治研究機構ホームページ)

### (2) 子どもの権利に関する条例と条例の内容について

子どもの権利に関する条例では、(1)の概要にあるように、子どもの権利条約の内容を踏まえて、子どもの権利の保障、子どもの権利の視点を盛り込んだ施策の展開、施策の推進体制、子どもの権利の救済の仕組み・機関等が定められています。理念的な内容にとどまらない、子ども施策を継続して推進していくための法的根拠となるものです。

条例の構成を整理すると以下のような内容があります。

主な構成要素 (例)	主な内容 (例)
前文	条例全体を通しての子どもの権利等の基本的な考え方 等
総則	条例の目的、用語の定義、子どもに関わる主体とその責務 等
子どもの権利	子どもの権利として保障されなければならないことを規定
子育て・家庭支援	子どもの成長・最善の利益を確保するための保護者等への支援等
遊び場・居場所づくり	子どもがありのまま、過ごすことができる場所づくり 等
育ち・学ぶ環境整備	保育園や学校等で安心して学び・成長できる環境整備 等
子どもの意見表明・参加	子どもが社会の一員として意見表明・参加できる環境整備 等
虐待・体罰の防止、いじめ等への対応	子どもへの虐待・体罰、いじめやその他の権利侵害行為に対して、それらを防ぐ取組、支援・救済についての関係機関の連携 等
相談・救済	権利侵害に対する相談・救済の仕組み
安心・安全	子どもが安心・安全に育つことができる環境整備 等
普及・啓発	子どもの権利についての広報や啓発の実施 等
推進の仕組み	条例に基づく子ども施策を推進する計画の策定、推進体制の整備等

条例の表記は、「子ども条例」、「子どもの権利条例」、「子どもの権利に関する条例」など各自治体によって異なります。

### 3 町田市における子どもの権利に関する条例検討にあたって

#### (1) 国際的な動向

##### ◇SDGsにおける子どもの課題

「国連持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標と目標ごとの169のターゲットには、多くの子どもに関する課題が含まれています。

町田市の基本構想・基本計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」でも実現への貢献を目指しています。

(例)

- ・「目標1：貧困の撲滅」 (1. 2：貧困状態にある男性、女性、子どもの割合の半減)
- ・「目標4：質の高い教育」 (4. 5：教育における格差の撤廃)
- ・「目標5：ジェンダー平等」 (5. 1：女性・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃)
- ・「目標16：平和と公正」 (16. 2：子どもに対する虐待、搾取およびあらゆる形態の暴力の根絶)

##### ◇ユニセフ子どもにやさしいまち事業

ユニセフは、子どもの最善の利益をはかるべく、「子どもの権利条約」を自治体レベルで具体化する「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」を世界的な取り組みとして推進しています。

日本においては、日本ユニセフ協会が、2018年に日本型子どもにやさしいまちモデルを作成し、町田市を含む5つの自治体でモデル事業を実施・指標の検証を2年間かけて行い、2021年12月に本格実施に向けた覚書が締結されています。

#### 【ユニセフ日本型子どもにやさしいまちの構成要素】

1. 子どもの参画	6. 子どもに関する予算
2. 子どもにやさしい法的枠組み	7. 子どもの報告書の定期的発行
3. 都市全体に子どもの権利を保障する施策	8. 子どもの権利の広報
4. 子どもの権利部門または調整機構	9. 子どものための独自の活動
5. 子どもへの影響評価	10. 当該自治体にとって特有の項目

(出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ)

#### (2) 国・都の動向

##### ◇こども家庭庁の創設に向けた動き

2021年12月に国が示した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」では、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に置く、「こどもまんなか社会」を目指すこと、その司令塔としてこども家庭庁の創設が述べられています。

子ども政策の基本理念においては、子どもの視点に立った政策立案、日本国憲法・子どもの権利条約に則った、全ての子どもの健やかな成長、Well-beingの向上等が説明されています。

## ◇東京都基本条例の制定

東京都は、2021年4月に前文と17の条文から構成される「東京都こども基本条例」を制定しました。条例を踏まえた施策の方向性として「(1) 都の計画や施策に対する子供の意見の反映、(2) 様々な意見表明の機会、環境の整備、(3) 子供の意見表明や権利擁護に関する普及啓発」が示されています。

### (3) 他自治体の動向

初めて子どもの権利に関する条例を制定した自治体は、神奈川県川崎市（「川崎市子どもの権利に関する条例」2001年4月1日）で、子どもの権利条約総合研究所によると、子どもの権利に関する総合的な条例を制定している自治体は、2022年4月現在で61自治体となっています。

東京都内では、10自治体で子どもの権利に関する条例が制定されています。

#### 【東京都内の子ども条例制定自治体】

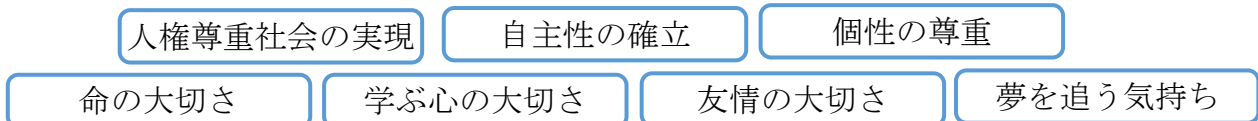
自治体名	施行年	条例名称	備考
世田谷区	2002年	世田谷区子ども条例	2020年改正
目黒区	2005年	目黒区子ども条例	2013年改正
調布市	2005年	調布市子ども条例	
豊島区	2006年	豊島区子どもの権利に関する条例	2018年改正
日野市	2008年	日野市子ども条例	
小金井市	2009年	小金井市子どもの権利に関する条例	
西東京市	2018年	西東京市子ども条例	
江戸川区	2021年	江戸川区子どもの権利条例	
中野区	2022年	中野区子どもの権利に関する条例	
多摩市	2022年	多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例	

### (4) 町田市における子どもに関する取組

#### ◇町田市子ども憲章

町田市では、1996年に子ども憲章実行委員会のもとで子どもを中心として「町田市子ども憲章」が起草され、制定が行われました。子ども憲章は、7つの要素から構成されています。

#### 【町田市子ども憲章の要素】



#### ◇その他の主な子どもに関する取組

町田市が取り組む様々な子どもに関する取組の中では、特に「若者が市長と語る会」等の子どもの参画や意見表明の取組が、ユニセフから高い評価を受けています。

また、2018年から実施する「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCCI）」については、日本型モデルから独自に発展させた「子どもにやさしいまちチェックリスト」を用いて、各部署の自己評価、評価結果に対する子ども関係団体から意見聴取、施策への反映を行っています。